

第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース 21号

発行：2011年1月20日

連絡先：大和市桜森3-5-3 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL: <http://www.asahi-net.or.jp/~kg6s-oonm/>



判決に向けて今年が正念場
原告の皆さんの更なる協力を

第四次厚木爆音訴訟原告団
団長 藤田 榮治



迎春

第四次訴訟原告の皆さん、二〇一一年の新春をいかが迎えられたでしょうか。政権交代から八月半ばで鳩山政権が崩壊、後を受けた菅内閣も迷走を重ね、政権交代に期待した国民の夢はことごとく消されてしまい、そんな新年の幕開けとなりました。とりわけ沖繩県民の総意を無視した米軍基地問題への対応は政権維持すら危ぶまれるような状況になってい

ます。それだけに全国の仲間との連帯の輪を広げ、大きな世論を巻き起こし国民の命と生活、反基地平和を守る運動を築いていくことが、私たちに課せられているのではないのでしょうか。その運動の一つ、私たちの裁判闘争は昨年、九月から原告本人尋問が始まり、法廷に立ったそれぞれの原告が、爆音被害の実態を自分の体験をもとに適切に訴え、被告・国の反対尋問にも憶せず堂々と論破し、法廷内では原告が国を追い詰めている様子を鮮明に描き出しています。この威勢をさらに持続させ裁判勝利にしっかりと足がかりを築いて行きたいと思えます。今年は一審判決に向けた正念場になります。原告の皆さんの更なる協力を訴えたいと思

います。さて、今年四月に統一自治体選挙が行われます。この選挙に厚木爆音同から、荻窪幸一議員が大和市長選に立候補することになりました。沖繩や若国の闘いにも驚かされるように、行政（市長）と市民運動が一体となったときに国を動かす大きな力になります。

是非大和市長選に勝利し、基地・爆音問題を一步步前進させ私たちが願う「爆音のない平和で静かな市民生活」を実現させる確たる足がかりを築きたいと思えます。原告の皆さんの大きなご協力をお願いいたします。



【新年のごあいさつ】

第四次厚木訴訟弁護団長
中野 新



二〇一一年新年お目出度うございます。第四次訴訟も本年は核心的な部分に入ることになります。昨年から原告本人尋問に入っていますが、この予定も三月から五月ころには終わるし、その後は学者、研究者の方から、本行政に訴訟の適法性、爆音の健康に及ぼす影響についての科学的知見、国の主張する昼間時間控除後のW値のナンセンス、日米安保は日本の安全保障に本当に役立つか、などの命題に関する鑑定的意見をいただくことになるでしょう。また本年中には、裁判官が直接現地にきて、自分の目や耳で、すさまじい爆音の実態、墜落の恐怖を体験してもらおう検証を、逃げ回る米軍や自衛隊から逃亡を許さず実現することが是非必要です。そして、これらを通じて、戦後米軍が我が国に駐留を続けるのは、専ら米軍の利益のためであった、実は日本防衛のためではないという事実を、原告の皆さんが確信され、裁判官にも、あるいはそうかもしれないと危機感を持たせることに成功することによって「飛行差し止め」という、本当の解決を裁判所に決断させるという結果を勝ち取るかどうかの年になるでしょう。それが、昨年残念にも亡くなられた、爆同鈴木委員長の御魂に報いることだと思えます。原告の皆さんのご奮闘をお願いします。



平和運動センターも
今年も共に頑張ります

神奈川平和運動センター
事務局長 小原 慎一



政権交代から1年半、年末、新春にかけての様々な集まりでは「政権の迷走ぶり」で話題に事欠かない。政府、とりわけ最高責任者の外交、基地問題等への認識の薄さ、不勉強が露呈し言葉が出ない。外務、防衛官僚や軍事産業の思う壺ではないかと思う。「動的抑止力」なるものを基盤にした「防衛大綱」は何を狙っているのか。自衛隊が海外に派遣される際も、様々な画策をして「裏口からこっそりと出た」のではないか。装備をより先鋭化し、これまで以上に米軍と緊密に、大手を振って海外に行く、極めて危険な企みといえる。自衛隊員を若干削減した代わりにミサイル防衛をはじめ兵器産業へは大サービスである。こうした政府の姿勢は沖繩や神奈川の基地問題に強く反映する。政権への期待よりも大衆運動の広がりこそが解決への道と銘記したい。「爆同」や訴訟団の長年の運動が見本である。違法爆音の早期解消、米空母の母港撤回に総力を！

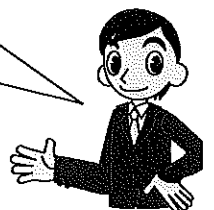
今後の口頭弁論期日

次の通り開かれます。毎回2名の原告が本人尋問で法廷に立たれます。各回とも場所と時間は、横浜スタジアム入り口で12時30分です

- * 第16回 口頭弁論 2月 2日(水) 13時30分 開廷
- * 第17回 口頭弁論 3月 4日(月) 13時30分 開廷

※傍聴のお願いと注意事項

口頭弁論の傍聴については、原告の方には各支部長さんにお申し出下さい。各支部長さんには当日午後1時より裁判所へ直接行かれた方について、当日傍聴券は裁判所玄関に午後10分までに並んでいただき、抽選を抽選してください。並んでいただき、抽選を抽選してください。傍聴券は抽選で決まりますのでご注意ください。



各支部支部長さんのお年賀

各支部長さんのご挨拶は原文のまま掲載させていただいています

綾瀬支部長 (副団長) 二見 昇



新年あけましておめでとうございます。原告の皆さまには、新しい一年がすばらしい年でありますようお願い申し上げます。

昨年、多くの原告の皆さまには公判に参加して頂きありがとうございました。今年も引き続きご協力を頂きますようお願い申し上げます。

四次訴訟に勝利するためにも、多くの市民に爆音は煩い、飛行機を飛ばすなどと言う世論が必要であり、私たち原告も地域で世論作りを汗を流しましょう。

市長は、防衛問題は国の専管事項であるとして、基地問題を避けようとしています。それは、爆音は反対であるという世論と議員が少ないことにより市長に基地問題を取り組んで貰うためにも、沖縄県の基地反対闘争を見てもわかるように、市民と、市長が一体となった運動で日米安保に係わる問題で市長の言う国の専管事項であっても、沖縄県民の民意が基地建設を阻止して、辺野古には容易に基地を作る事が出来ません。

今年、統一地方選挙の年であり、大和市では、爆同推薦で同志である荻窪氏が市長選挙を闘います。

私たちは、四次訴訟に勝利し、反基地闘争を確立し、厚木基地を返還させる一歩を進めるためにも、この選挙に勝利しなければならぬと考えております。

墜落の危険をなくし、爆音なくして静かな環境の下で安心して生活するためにも是非、皆さまの御支援をお願いしております。

私も微力ではありますが、地域で、議会の中で反爆音、反基地を今後も訴えて参ります。共に頑張らしましょう。

新年から爆音 今年も頑張ります。

相模原支部長 (副団長) 金子豊貴男



原告団員の皆さん 新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願い致します。新年早々、相模原も爆音に悩まされています。市への苦情電話は昨年よりも少ないと報告がありました。相模原支部では昨年 11 月から、原告の皆さんにお願いして、各家庭の扉などに「苦情電話、抗議電話をかけよう！」との新しいポスターを作製、現在、添付活動を進めています。また、11 月下旬から爆同相模原支部と四次訴訟相模原支部の共催で「爆音被害を考える集い」を地区ごとに開催、昨年 3 か所で、1 月中に 2 か所で、爆音被害の実態や裁判の現状などを報告する集まりを開催しています。粘り強く、地域の皆さんに爆音被害解消を訴えていきます。

原子力空母ジョージワシントンの横須賀配備は、艦載機の厚木基地への常駐期間のローテーションが変化し、暮れから5月までの長期滞在が実体化しています。空母の母港化返上と自衛隊機のジェット化、厚木基地と岩国基地の騒音パーターなどにも反対の声を上げていきましょう。

強へめてに止り び皆問0て
み強へめてに止り び皆問0て
ま私この、生静めま今苦々尋過提を申し
す要参原活かす年勞問以法以訴
の参原活かす年勞問以法以訴
ので参原活かす年勞問以法以訴
ま私この、生静めま今苦々尋過提を申し
す要参原活かす年勞問以法以訴
の参原活かす年勞問以法以訴
ので参原活かす年勞問以法以訴
ま私この、生静めま今苦々尋過提を申し
す要参原活かす年勞問以法以訴
の参原活かす年勞問以法以訴
ので参原活かす年勞問以法以訴



藤間支部長
高久 保

大和第二支部長 (特別幹事) 大波 修二



明けましておめでとうございます。爆音を取り巻く状況は今年も厳しい年となりそうです。現政府は政権奪還時の公約「米政府とは対等な関係を築く」をかたづけ捨て、アメリカ追従の姿勢を更に拡大しており、爆音に苦しめられている住民を代表する率直な意見をアメリカに言えないのです。従って私たちはもっと現実に対してシビアになる必要があるのではないのでしょうか? 私たちを苦しめている軍隊は最も現実的な対応を行う部隊です。どんなに爆音がうるさいと住民が考えてもそれを平気で無視して行動します。彼らは「自分たちが行おう行為が自分たちの立場より不利な状況を作り出す」と考えられる以外は行動を止めません。それがこの国の現政権のそして、この国を支配している支配者の姿勢です。より危険な酷い行動は住民が起す反応を見極めながら順次拡大しているように思います。ですから、約束を破棄している行動を我々が気がついたら激しく抗議しない限り、約束を甘んじて受け入れているかと思ってはなりません。例えば、訓練飛行では約束以外の深夜飛行 4 機編隊飛行、低空飛行は日常化しています。これを守らせるには約束を破っている従って日米安保条約の根幹にかかわる問題としての意識を常に持って対処させる必要があると思います。

米軍が今から 65 年前の日本占領時の特権意識の破壊等につながる日米地位保全協定の問題。その辺を裁判の公判で絶対主張してほしいです。原告の皆さん今年も共に頑張らしましょう。

藤沢・茅ヶ崎支部長 藤田昌彦



爆音訴訟も提訴から三年を迎えました。裁判の過程では本人尋問が展開されており、いよいよ佳境を迎えていると思います。本人尋問に対応された原告の方々は、長時間の尋問に耐えながらも、揺るぎなくそして切々と原告の気持ちや表現を表現されておられます。

医療関係の仕事に従事されている方は、職場でも自宅でも受ける爆音による被害のひどさを健康被害と関連させながら訴えておられました。

また、少なくとも 30 年以上前から先祖伝来の地で生活しておられる方は、はげしい爆音による被害に耐えながらも「転居など考えた事もない」と述べておられました。

被告 = 国側代理人が主張する「危険への接近論」や労働者に対する「昼間控除論」は爆音下のこの地で日々を生きておられる方々の実感からすれば、空論のように思えます。

昨年、一昨年と藤沢・茅ヶ崎支部においても原告の方々の協力の下、陳述書の作成に努力して来ました。

全世界帯の陳述書作成までと一歩です。爆音訴訟には大儀があります。その勝利の日まで引き続き力を合わせて頑張りたいと思います。

新春の喜びをかみしめて



町田支部長 新井真知子

新春のお喜びを申し上げます。爆音訴訟への初参加に始まり 3 年が経ちました。皆さまの御指導とご協力のもとに、被害状況・居住状況陳述書作成が大方終了、去る 11 月にはブロック長会議の幹事支部の役も果たし、なにやら裁判も終わったような安堵感を抱いております。しかし「おっといけない、いけない、まだ終わったわけじゃない!」と今一度自身を戒めております。日本に米軍基地がある限り、その 75% の基地が沖縄に集中する限り、闘いはつづく。私たちの税金を湯水のごとく使っている在日米軍基地は、決して日本を守っているわけではないことを、もっと皆に伝えなければならず、新年に当たり、改めて思っているところです。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

ますし地裁加け行とこねい訴ほとう原陳に
し止裁判し欠動海るとるい訴ほとう原陳に
し止裁判し欠動海るとるい訴ほとう原陳に
し止裁判し欠動海るとるい訴ほとう原陳に
し止裁判し欠動海るとるい訴ほとう原陳に
し止裁判し欠動海るとるい訴ほとう原陳に
し止裁判し欠動海るとるい訴ほとう原陳に
し止裁判し欠動海るとるい訴ほとう原陳に



海老名支部長
中坪 清

大和第三支部長 村田 信之



爆音訴訟原告の皆さん明けましておめでとうございます。裁判闘争も4年目に入り、原告・学者・知識人等の証人尋問等最終段階に入り佳境を迎える大事な年になると思われま...



「ご家族おそろいで明るい新春を迎えることとお喜び申し上げます。」

大和第一支部長 加藤 清一郎

この間を思い起こすと、第四次訴訟開廷は、原告団と被告団の結成連帯をより深くし、原告団の訴求をより強くし、被告団の抗辯をより強くし、裁判官の判断をより強くし、原告団の訴求をより強くし、被告団の抗辯をより強くし、裁判官の判断をより強くし...

第四次厚木爆音訴訟原告の皆さまへ 厚研(略称)からの新年のご挨拶

厚木基地平和利用研究会 代表 中川 敦至



新年明けましておめでとうございます。紙面をお借りして、私ども厚研からご挨拶させていただきます。前年度の厚研の行事には訴訟団の皆さまには大変ご協力頂きまして有難うございました。

大和第六支部長 (事務局長) 岡本 聖哉



新年あけましておめでとうございます。第四次厚木爆音訴訟も原告本人尋問が進み、いよいよ山場を迎えようとしています。損害賠償はもとより、私たち第四次訴訟団の最大の目的である飛行差し止めを実現させるためには、司法に...

12月20日(月) 第15回口頭弁論が開かれました

*原告本人尋問で関口安子さんと高口龍介さんが証言 *国が主張する「昼間騒音控除後W値」に弁護団が猛反論!!

第15回口頭弁論が、去る12月20日(月)13時30分から横浜地裁101号法廷で開かれました。今回は原告本人尋問の第三回目として、永年大和市内の病院で看護師として勤めて来られた関口安子さん(大和市林間一丁目在住:85W地域)と、騒音の最激基地域でもある父祖伝来の地で地域活動に活躍されている高口龍介さん(大和市福田在住90W地域)のお二人が証言されました。

高口龍介さんの本人尋問について

弁護士 佐賀 悦子



平成22年12月20日、野村和造、高橋麻美両弁護士とともに高口龍介さんの尋問を担当しました。高口さんは、基地南側の福地地区は、のどかな丘陵地帯であり、空がとても広く、引地川を挟んで低層の住宅地が続くとても生活環境のよい地区です。

高口さんや奥様などの御家族にとっては、厚木基地の爆音が生活して上で唯一のストレスとなっています。爆音の影響であるのか、高口さん自身や御家族、ご親族にも耳のトラブルを抱える方が多くおられます。また高口さんが抱えている心疾患などにも言及して頂き、一般市民の立場から健康への不安を明確に訴えて頂きました。

関口安子さんの本人尋問について

弁護士 関守 麻紀子



関口安子さんは、30年もの間、大和市内の病院で看護師として働いてこられた方です。関口さんには、住民の健康被害について、話して頂きました。尋問の準備で関口さんのお話を伺っていて、「患者さんのために、患者さんが少しでも早くよくなるように」と、と精一杯仕事をしてくだされたことが、よくわかりました。そのためでしょう。爆音が人の健康にとっていかによくないか、ということ、関口さんは、ご自分の実感として持っていていらっしゃるのです。私たち弁護士は、航空機騒音が人の健康に及ぼす悪影響について、勉強して理解しましたが、そのことを、関口さんは経験に基づいて話される。非常に心強く感じました。

関口さんは、「爆音地域の人たちは、しなくてよいはずの苦勞をしている」とおっしゃいます。「誰でも生きていくうえで、ストレスがかかっている。病気の人は、さらに、病気というストレスがある。それに加えて、爆音地域の人たちは、爆音というストレスに苦しめられている。ストレスがかかれば、肩こりや頭痛にもなるし、薬を飲めば腎臓や肝臓に負担がかかる。動脈硬化にもなるし、それが進めば心筋梗塞や狭心症にもなることもある。爆音地域の人たちは、相当の犠牲を払わされているはずだ。」そのことを、裁判官に理解してもらいたい、訴えたい、とおっしゃいました。また、関口さんには、昭和62年に起きた厚木基地セスナ機墜落事故の際の怪我人を看護し、航空機事故の被害の凄惨さを目の当たりにしたという経験があり、時間の都合で法廷で述べるができなかったのが、事前に提出した陳述書で、詳しく述べました。

さらに、日常生活の中での被害についても、お話し頂きました。「飛行機が飛んでくるとテレビの音が聞こえない」ということは、住民のみならずには言うまでもないことでしょう。けれど、騒音地域に住んだこともなければ、まともに爆音にさらされたこともない裁判官は、なかなか理解されません。そのため、飛行機の音でテレビの音が聞こえないと言うことはどういうことかを、ていねいに、話して頂きました。

関口さんと尋問の準備を重ねるなかで、普通に、一生懸命生きているひとりひとりの住民の生活が、爆音でどれほど傷つけられているかということ、改めて、強く感じました。

裁判所がこの事実を正しく理解し、損害賠償のみならず、飛行差止を認めるよう、みなでがんばって行きましょう。

国は「専門家意見書」の専門家を明らかにせよ！

弁護士 福田 護

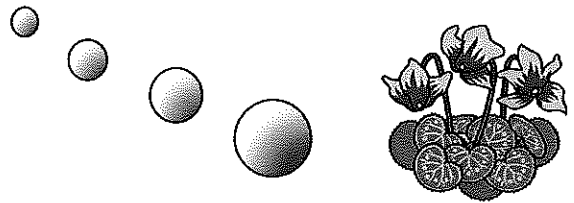


被告国は、「基地周辺住民の多くは、昼間は騒音区域外の職場や学校に出ていて、騒音にさらされていない。だから、昼間の騒音は除外して被害を評価すべきだ」と主張しています。このいわゆる「勤め人論」は、これまで裁判所で認められることはありませんでしたが、厚木第4次訴訟ではかなりこれにこだわってきていて、航空機騒音の程度を表すW値を昼間（午前9時～午後5時）の時間帯を除いて計算し直した「昼間騒音控除後W値」なるものを、今年度中に裁判所に提出すると言っています。

私たち原告弁護団は、W値という科学的評価方法に反する非常識な主張だと批判してきていますが、この度被告国は12月20日の裁判期日に、「昼間騒音控除後W値」の合理性を裏付けるものとして、防衛省の役人が作成した「専門家意見の聴取内容報告書」なるものを書証として提出してきました。

私たち弁護団は、これを見て唖然としました。何と、意見を聞いた「専門家」には氏名等を明かさないという条件で協力を得たので、その氏名・肩書は言えないというのです。書かれている「専門家意見」の内容自体もあいまいなものなので、きちんとした検討が必要なのに、氏名さえ分らないのでは、まともな議論はできません。そもそも学術的・専門的研究には、責任ある言論とこれに対する批判・検討が必要不可欠です。被告国のこんな主張立証態度は、信義に反するものです。

法廷で原告弁護団は、①「専門家ら」の氏名・肩書を明らかにせよ、②明らかにできない理由は何か、③明らかにできないならこの書証を撤回せよ、と被告国に迫りました。「昼間騒音控除後W値」算定に用いる生データを提出せよ、とも求めました。被告代理人は何も答えることができず、「次回までに検討します」と、その場逃れを繰り返しましたが、裁判長からもきちんと対応するように促されました。ですので、「次回」を期待しましょう。



原告本人尋問陳述書（要旨）

【紙面の都合上陳述の一部のみを掲載させて頂きました。ご了承下さい】

患者さんの命を預かる看護師として 爆音をなくして静かな環境を取り戻したい



林間一丁目在住（85W地域）関口 安子さん

私は昭和56年から大和徳州会病院、平成12年から大和清州病院に看護師として勤務し、平成21年6月に定年退職し、平成22年10月からパートで看護師の仕事をしています。

大和清州病院は、防音工事はされておらず窓も2重窓ではありませんでした。

病院の真上を飛行機が飛びます。その時には、窓ガラスはビリビリ、バリバリと音を立てて震えました。

高齢の患者さんも多く、飛行機が飛ぶとその爆音で、患者さんの話は聞こえず、こちらからの話も伝わらず、お互いが聞き返したりして、つい急がせるような優しくない態度になってしまい、自己嫌悪に陥ったりしました。

また、血圧を測っているときなど、聴診器で聞く血管の音が爆音のために聞こえなくなり、飛行機が飛び去るのを待つて最初からやり直します。

米軍機の訓練が始まると、ジェット機が繰り返し飛び、数日間続けて爆音が繰り返されます。そのようなときは、患者さんの血圧が普段より高くなる傾向にあります。

平成14年、人工透析室の師長に任命されました。人工透析は1回3～4時間、1週間に3～4回行い、患者さんにとっては非常に辛い治療です。

透析を行うために注射針を命の次に大切な血管に刺すとき、全神経を集中させなければなりませんし、透析中は、集中力を高めて透析機の管理や患者さんの様子を観察しなければなりません。

そんな時に爆音が降り注ぐと集中力は切れてしまい、本当に肝を冷やすことになりました。

看護師仲間の間では「この爆音は何とかならないのか」といつも話題になっています。

裁判官の皆さんに是非この爆音を体験して頂き、爆音から逃れられない地域住民の願いを理解して頂きたいです。

（「看護師の仕事の上での被害」の一部をご紹介します）

のどかな自然の住宅地域を守り 孫や子ども達に静かな環境を！



大和市福田在住（90W地域）高口 龍介さん

私は11年前に定年退職し妻と二人で、厚木基地の南側約400m、滑走路の延長線上から東に約300mの騒音最激甚地区と言っても良い地域に住んでいます。この地区は、ゆるやかな丘陵地帯で近くには引地川など豊かな自然があり、富士山や丹沢連山が一望できるのどかな住宅地です。そんな環境なので、土曜、日曜日に建て売り住宅を見学に来て、たまたま飛行機にも遭遇せず、家を購入して、いざ住んでみると轟音に驚かされ、後悔している人たちがかなりいます。

定年後は再就職もせず、地域活動のお手伝いなどをしながら現在に至っています。従って、自宅にいる日が多く、時には朝から晩まで、一日中轟音の中にたっぷり浸ることもあり、苛立ちと憤激やらかなく、ストレスはたま一方です。

この轟音は、新幹線のトンネルの真ん中で、家の窓を開けた状態で、上下線同時に列車が通過していく音でも、あれほどの轟音は出ないと思います。

たまに見かけますが、曲芸飛行機がいの飛び方をしている場合があります。3機で着陸態勢に入り、1機のみが降下し、他の2機は機体を垂直に傾けながら、円を描いて急上昇する航空ショー並みの飛行には慣りを覚えます。

日常生活では、電話やテレビの音声聞こえなくなったり、妻や家族との会話が途切れたりすることが頻繁に有ります。電話では、小学校のPTA役員を引き受けた頃、保護者との連絡が取れず、大変な思いをしました。妻との会話も2回、3回と中断されると本当にイライラしてしまいます。私の住んでいるこの地は、古来から人々が生活を営んできた、本来は静かな土地です。今も、保育園で園児がはしゃぎ、小中学校では未来を夢見て多くの児童・生徒が学んでいます。

せめて、この子ども達が大きくなる頃には、静かな環境を与えてやって下さい

そして、この爆音訴訟が、過去の語り草になることを望みます（「爆音の状況と日常生活」の一部を掲載させて頂きました）